

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位: 百万円)

団体名 徳之島町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,208	3,259	162	4,629

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等か らの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	6,068	5,979	88	67	18	9,778	基金より18繰入
一般会計等	6,068	5,979	88	67		9,778	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等か らの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
上水道事業会計	181	180	1	197	45	1,081	300	法適用企業
簡易水道事業会計	81	80	1	1	34	480	346	法非適用企業
農業集落排水事業会計	22	22	-	-	20	110	102	法非適用企業
公共下水道事業会計	514	513	1	-	17	631	-	法非適用企業
介護サービス事業(徳寿園)会計	305	300	5	5	-	-	-	
国民健康保険事業会計	1,774	1,760	14	14	291	-	-	
介護保険事業会計	1,103	1,078	25	25	179	-	-	
老人保健事業会計	146	131	15	15	14	-	-	
後期高齢者医療事業会計	97	95	2	2	46	-	-	
公営企業会計等 計				259		2,302	748	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不 足額(実質収支)	他会計等か らの繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
鹿児島県市町村総合事務組合	16,811	16,666	145	145	1	-	-	
奄美群島広域事務組合	325	308	17	14	17	-	-	
徳之島地区消防組合	471	466	5	5	4	60	26	
徳之島アイランド広域事務組合	647	643	4	4	-	2,700	1,093	
徳之島地区介護保険組合	33	31	2	2	-	-	-	
奄美自治会館管理組合	12	11	1	1	-	-	-	
鹿児島県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	108	102	6	6	-	-	-	
鹿児島県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	206,168	201,919	4,249	2,986	-	-	-	
一部事務組合等 計				3,163		2,760	1,119	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
該当なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地方公社・第三セクター等 計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	367	442	75
減債基金	259	259	-
その他充当可能基金	43	51	8
充当可能基金 計	669	752	83

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.32	1.44	0.88	15.00	20.00	上水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	11.14	7.03	4.11	20.00	40.00	簡易水道事業会計	-	-	-
実質公債費比率	19.2	18.6	0.6	25.0	35.0	農業集落排水事業会計	-	-	-
将来負担比率	157.9	129.9	28.0	350.0		公共下水道事業会計	-	-	-
財政力指数	0.25	0.24	0.1						
経常収支比率	92.1	88.6	3.5						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。